

牛教企第 637 号

令和 3 年 8 月 18 日

児童クラブ利用保護者 各位

牛久市教育委員会

教育企画課

### 令和 3 年度牛久市児童クラブでの間食（おやつ）提供の中止について

日頃より、牛久市児童クラブの運営へご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、令和 2 年 4 月から令和 3 年 8 月まで児童クラブでの間食（おやつ）の提供を見送っておりましたが、茨城県非常事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の状況が悪化しているため、引き続き、令和 4 年 3 月まで牛久市児童クラブでの間食（おやつ）提供は中止させていただきます。

その理由といたしましては、おやつを食べるためには、一時的に子どもたちがマスクを外すため、子どもたち同士が対面にならず、さらに一定の距離を保つ必要があります。児童クラブの室内では、密集のリスクが高まっており、学校のように個別の机で児童間の距離を保つことが困難であり、一時的にマスクを外すことで感染リスクがさらに高まるためです。

また、令和 4 年度につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、おやつの提供の可否、提供方法について検討いたします。

牛久市児童クラブでは、今後も子どもたちの安心・安全のために消毒や健康状態の確認等に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

○児童クラブ間食（おやつ）提供中止の期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

○間食費について

間食提供の中止に伴い、令和 4 年 3 月まで保護者等が負担する間食費（月額 1,800 円）の徴収はありません。また、今回の間食提供中止に伴う、間食費免除のための手続きは必要ありません。

お問い合わせ先

牛久市教育委員会教育企画課

TEL : 029-873-2111 (内線 3092・3093)